

証券コード 2138
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目10番1号
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
ク ル ー ズ 株 式 会 社
代表取締役社長 小 渕 宏 二

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階 ダイアモンドルーム
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://crooz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 当連結会計年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の積極的な金融・経済政策を背景とした円安・株高傾向により緩やかな回復基調にありましたが、消費税増税などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域である、ソーシャルゲーム市場は急速に拡大し、スマートフォンゲームを対象とした国内市場は、平成24年に3,072億円、平成25年は5,468億円、平成26年は6,584億円（予測）と、今後も継続した拡大が見込まれており（注1）、世界市場では平成29年に1兆7,000億円規模に拡大することが予想されております（注2）。加えて、もう一つの事業領域であるEコマース市場の市場規模につきましても、日本国内で平成25年度に11.5兆円、平成30年度が20.8兆円と、年平均成長率が12.6%で推移すると予想されております（注3）。

そのような状況の中、インターネットコンテンツ事業におきましては、平成24年10月に「アヴァロンの騎士」、12月に「HUNTER×HUNTER バトルコレクション」と、ヒット作を立て続けにリリースし、国内トップクラスのブラウザゲームメーカーとしての地位を確立してまいりました。平成26年からはApp Store、Google Play向けネイティブゲームの配信を開始し、日本を含む世界に展開しております。平成27年1月から5月までに、エレメンタルストーリー Google Play版、NARUTO -ナルト- 忍コレクション 疾風乱舞 Google Play版、IS<インフィニット・ストラトス> Mobage版など、合計でネイティブゲーム6本、ブラウザゲーム2本をリリースしております。

当社グループはネイティブゲームでヒットさせることを最重要項目としており、ブラウザゲームで複数のヒットタイトルを生み出してきた実績を基に、RPG（ロールプレイングゲーム）に重点を置いて新規開発を行っております。そのような中、平成27年3月には、ファイナルファンタジーグランドマスターズの開発を行っていることを発表いたしました（注4）。ブラウザゲームにおいては、市場動向により減収傾向となっておりますが、ブラウザゲームによる売上規模に応じて、労務費や外注費などの適正化により利益を維持することで、ネイティブゲーム開発への積極投資を行っております。また、平成27年3月には、版權を活用したソーシャルゲームの企画・開発、運営に特化

した戦略子会社、ウェーバー株式会社を設立いたしました。これにより、より専門性を高め、版權を管理する企業と強固な信頼関係を構築し、多くのファンを抱える魅力的な版權を活用したゲーム開発の権利獲得を目指し、ヒットを狙ってまいります。

また、インターネットコマース事業においては、平成24年7月にファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」のサービスを開始し、当社が企画・運営を行っているブログサイト「CROOZblog」のユーザーを「SHOPLIST.com by CROOZ」に送客することでサービス開始1ヶ月目から1億円超の取扱高を記録、その後、商品数・ブランド数の拡大、プロモーション強化、物流強化を行うことでユーザー数を拡大してまいりました。その結果、サービス開始初年度の取扱高は約23億円、次年度には約69億円となっております。さらに、平成26年10月には、「SHOPLIST.com by CROOZ」初となるクロスメディアの大規模プロモーションを実施し、今期取扱高は前期比1.4倍の約100億円となっております。今後も「SHOPLIST.com by CROOZ」の成長を更に加速させるため、引き続き商品数・ブランド数の拡大、プロモーションの強化などを行ってまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は20,841,409千円（前連結会計年度比10.8%減）、営業利益は2,373,904千円（前連結会計年度比43.8%減）、経常利益は2,423,578千円（前連結会計年度比43.0%減）、当期純利益は1,368,673千円（前連結会計年度比49.3%減）となりました。

（注1）株式会社CyberZおよび株式会社シード・プランニングの共同調査情報を基に記載しております。

（注2）International Data Corporationの調査を基に記載しております。

（注3）株式会社野村総合研究所の調査を基に記載しております。

（注4）ファイナルファンタジー／FINAL FANTASY 及びファイナルファンタジーグランドマスターズ／FINAL FANTASY GRANDMASTERSは、日本およびその他の国におけるスクウェア・エニックス・グループの商標または登録商標です。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は30,724千円であり、その主なものは事業用のサーバー、PC等の取得であります。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度の資金調達につきましては、ソーシャルゲーム事業において中長期の事業成長を見据えたソーシャルゲーム開発への積極投資を行っていくことを目的に、第三者割当による新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使に伴う自己株式の処分を行い、総額で1,236,840千円の資金調達を行っております。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

平成27年2月6日付で、連結子会社CR00Z Korea Corporation（以下、「CR00Z Korea」という）の代表理事 呉 哉昊氏との間で、株式譲渡契約を締結し、当社の保有するCR00Z Koreaの全株式のうち86%を売却しております。これにより、CR00Z Koreaは当社の連結子会社から除外されております。

**(8) 対処すべき課題**

当社グループは、インターネット業界における、ハードウェア、ソフトウェアの進化、ユーザーの嗜好の変化、他業界からの新規参入等の様々な急速な変化に対応するために、以下の課題を認識しており、対応していく方針であります。

**① 多様な収益源の確保**

当社グループは、ユーザーに受け入れられるサービスの移り変わりが激しいインターネット業界において、絶えず新たな収益源を模索していくことが重要と考えております。

インターネットコンテンツ事業においては、ソーシャルゲームへの展開に注力し、オリジナルタイトルのみならず、魅力的な版權を活用したソーシャルゲームの企画・開発、運営にも注力し、ヒットタイトルを生み出すことを目指してまいります。

また、インターネットコマース事業においては、ファストファッション通販「SHOPLIST.com by CROOZ」に加え、平成26年10月にラグジュアリーブランドのユーズドアイテム通販サイト「Reward by CROOZ」、平成26年11月に誰でも簡単にユーザー同士で売買できるフリマアプリ「Dealing」をリリースしました。これにより、一人のユーザーが複数のサービスを回遊できる仕組みを構築し、コマースの事業領域の拡大を目指してまいります。

## ② 事業スピードの最大化

変化の激しいインターネット業界においては、事業スピードを最大化することが重要であり、いかに多くのチャレンジをし、早期にその成否を見極められるかという仕組化が事業の成長には不可欠であると考えております。

当社グループは、意思決定と実行を早める目的で、事業戦略に応じた子会社の設立をはじめ、開発手法、品質管理はもちろん、採用やマネジメントに至るすべてのプロセスにおいて最適な仕組みを整えます。さらに、コンパクトな組織にすることにより、創業時並みの意思決定スピードで事業戦略を推進してまいります。

## ③ 内部統制、コーポレートガバナンス体制の充実

企業が持続的に成長していくためには、内部統制の実効性を高め、日々充実させることが重要であると考えております。当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施するのみならず、事業面・技術面・管理面の全てにおいて、当社独自に策定したチェック項目を半期ごとに経営幹部が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、内部管理体制及びコーポレートガバナンス体制を充実させております。

## (9) 財産及び損益の状況

| 区 分           | 平成23年度<br>第11期 | 平成24年度<br>第12期 | 平成25年度<br>第13期 | 平成26年度<br>第14期<br>(当連結会計年度) |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(千円)       | —              | —              | 23,352,269     | 20,841,409                  |
| 経常利益(千円)      | —              | —              | 4,253,181      | 2,423,578                   |
| 当期純利益(千円)     | —              | —              | 2,698,664      | 1,368,673                   |
| 1株当たり当期純利益(円) | —              | —              | 238.65         | 119.32                      |
| 総資産(千円)       | —              | —              | 8,389,044      | 9,713,700                   |
| 純資産(千円)       | —              | —              | 5,253,374      | 7,639,836                   |
| 1株当たり純資産額(円)  | —              | —              | 461.25         | 635.96                      |

- (注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しておりますので、第12期以前の各数値は記載しておりません。
2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第13期の1株当たり当期純利益は、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                   |
|---------------------|-----------|---------|---------------------------|
| CROOZ America, Inc. | 100千米ドル   | 100%    | 北米におけるマーケティング業務           |
| ウェーバー株式会社           | 120,000千円 | 100%    | 著作権を活用したソーシャルゲームの企画・開発、運営 |

- (注) 平成27年3月2日付けで著作権を活用したソーシャルゲーム開発に特化する戦略子会社、ウェーバー株式会社(当社の出資比率100%)を設立いたしました。

## (11) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社グループは、インターネットを通じて全世界へサービスを提供しております。現在は、ソーシャルゲームをサービスの柱としており、その他に、ファストファッション通販サイト「SHOPLIST.com by CROOZ」を提供しております。ソーシャルゲームは、株式会社ディー・エヌ・エーが展開する「Mobage(モバゲー)」やグリー株式会社が展開する「GREE(グリー)」、Apple Inc. が展開する「App Store」、Google Inc. が展開する「Google Play」などのプラットフォームに提供しております。

(12) 主要な事業所（平成27年 3 月31日現在）

| 名 称                 | 所 在 地      |
|---------------------|------------|
| クルーズ株式会社            | 東京都港区      |
| ウェーバー株式会社           | 東京都港区      |
| CR00Z America, Inc. | 米国カリフォルニア州 |

(13) 従業員の状況（平成27年 3 月31日現在）

| 従 業 員 数  | 前連結会計年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-------------|---------|-------------|
| 413（86）名 | 92名減        | 31.8歳   | 2.7年        |

（注）1．従業員数は正規使用人のみで、パート及び嘱託社員は（）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

- 2．従業員数が当連結会計年度に92名減少しておりますが、その主な理由は、ソーシャルゲームの運用効率化による人員数の適正化を実施したことによるもの及び平成27年2月6日付けで当社が保有する連結子会社 CR00Z Korea Corporationの株式の一部を譲渡したことにより、連結子会社から除外したことによるものであります。

(14) 主要な借入先（平成27年 3 月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約（融資限度額13億円）を締結しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,886,400株
- (2) 発行済株式の総数 11,965,900株  
(自己株式数 852,500株を除く。)
- (3) 株主数 10,836人
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                                     | 持 株 数      | 持株比率   |
|---------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 小 淵 宏二                                                                    | 4,175,000株 | 34.89% |
| 田 澤 知志                                                                    | 1,020,000株 | 8.52%  |
| 株式会社SBI証券                                                                 | 208,200株   | 1.73%  |
| 野村證券株式会社（常任代理人 株式会社三井住友銀行）                                                | 93,651株    | 0.78%  |
| 野村證券株式会社                                                                  | 91,600株    | 0.76%  |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW<br>（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部） | 87,624株    | 0.73%  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                                     | 81,000株    | 0.67%  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）<br>（常任代理人 野村證券株式会社）     | 69,500株    | 0.58%  |
| 瀬 戸 章宏                                                                    | 60,000株    | 0.50%  |
| 大和証券株式会社                                                                  | 59,100株    | 0.49%  |

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、ソーシャルゲーム事業において中長期の事業成長を見据えたソーシャルゲーム開発への積極投資を行っていくことを目的に、第三者割当による新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使に伴う自己株式の処分（640,900株）を行い、総額で1,236,840千円の資金調達を行っております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等（職務執行の対価として交付されたものを除く）の状況

イ 平成17年8月30日開催の取締役会決議による新株予約権（注1）

|                             |                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| 保有者数                        | 取締役1名                             |
| 新株予約権の数                     | 5個（新株予約権1個につき2,000株）（注2）          |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 10,000株（注2）                       |
| 新株予約権の発行価額                  | 無償                                |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 176,000円<br>（1株あたり 88円）（注2） |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 88,000円（注2）                 |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成19年8月31日から平成27年8月30日まで          |
| 新株予約権の行使の条件                 | （注3）                              |

ロ 平成22年4月13日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 保有者数                        | 取締役4名                              |
| 新株予約権の数                     | 145個（新株予約権1個につき400株）（注2）           |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 58,000株（注2）                        |
| 新株予約権の発行価額                  | 1個あたり 2,030円                       |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1個あたり 157,600円<br>（1株あたり 394円）（注2） |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1個あたり 79,815円                      |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成22年5月1日から平成32年4月30日まで            |
| 新株予約権の行使の条件                 | （注4）                               |

## ハ 平成23年 4 月 4 日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 保有者数                        | 取締役 1 名                          |
| 新株予約権の数                     | 10,000個(新株予約権 1 個につき100株) (注 2)  |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 1,000,000株 (注 2)                 |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 470円                      |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 73,400円<br>( 1 株あたり 734円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 36,935円                   |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成23年 4 月20日から平成33年 4 月19日まで     |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注 5)                            |

## ニ 平成24年 8 月 8 日開催の取締役会決議による新株予約権

|                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 保有者数                        | 取締役 2 名                          |
| 新株予約権の数                     | 280個(新株予約権 1 個につき100株) (注 2)     |
| 新株予約権の目的である株式の数             | 28,000株 (注 2)                    |
| 新株予約権の発行価額                  | 1 個あたり 2,087円                    |
| 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額        | 1 個あたり 50,100円<br>( 1 株あたり 501円) |
| 新株予約権の行使に関して株式を発行する場合の資本組入額 | 1 個あたり 26,094円                   |
| 新株予約権を行使することができる期間          | 平成24年 8 月25日から平成34年 8 月24日まで     |
| 新株予約権の行使の条件                 | (注 6)                            |

(注 1) 平成17年 8 月30日開催の取締役会決議による新株予約権は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権であります。

(注 2) 平成18年 2 月10日開催の取締役会決議により、平成18年 2 月27日をもって普通株式 1 株を 5 株に分割したこと、平成22年 9 月14日開催の取締役会決議により、平成22年10月 1 日をもって普通株式 1 株を 2 株に分割したこと、平成23年 2 月 2 日開催の取締役会決議により、平成23年 3 月 1 日をもって普通株式 1 株を 2 株に分割したこと、及び平成25年 4 月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月 1 日をもって普通株式 1 株を100株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき金額、及び資本組入額を調整しております。

(注 3) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会において承認した場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (3) その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議において決定するものとする。

(注4) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注5) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の76%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の定めに基づいて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や株式会社東京証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(注6) 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 本新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。
  - (a) 平成24年8月25日から平成27年8月24日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 平成27年8月25日から平成30年8月24日までは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (c) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでは、割当てられた新株予約権のうち、2分の1を上限として行使できる。
  - (d) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過しなかった場合、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (e) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも300億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定めに従い、割当てられた新株予約権のうち、2分の1について行使できる。
  - (f) 割当日から平成30年8月24日までの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(a)乃至(c)の定め

に従い、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。ただし、本新株予約権者が行使した新株予約権の数が、上記(b)に規定する上限に達しない場合、上記(c)の定めにかかわらず、割当てられた新株予約権のうち未行使の新株予約権を全て行使することができるものとする。

(g) 平成30年8月25日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも600億円を超過した場合、上記(c)の定めにかかわらず、超過した時点以降、割当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとする。

(3) 上記(2)にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の一度でも権利行使価額に30%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

## ② その他新株予約権の概要

平成26年2月20日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

| 新株予約権の名称        | 第9回新株予約権                                                                                                                                                                                                                         | 第10回新株予約権                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権割当の対象者     | UBS AG London Branch                                                                                                                                                                                                             |                               |
| 新株予約権の数         | 6,409個<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                       | 6,409個<br>(新株予約権1個につき100株)    |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 640,900株                                                                                                                                                                                                                         | 640,900株                      |
| 新株予約権の払込金額      | 1個あたり 2,090円<br>(1株あたり 20.9円)                                                                                                                                                                                                    | 1個あたり 1,500円<br>(1株あたり 15.0円) |
| 1株あたりの当初行使価額    | 7,800円                                                                                                                                                                                                                           | 15,600円                       |
| 行使価額の修正条件       | 行使価額は、割当日の翌取引日（平成26年3月10日）以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が当初行使価額（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。 |                               |
| 新株予約権の払込期日      | 平成26年3月7日                                                                                                                                                                                                                        |                               |
| 新株予約権の行使期間      | 平成26年3月10日から平成28年3月9日まで                                                                                                                                                                                                          |                               |
| 新株予約権の行使条件      | 各新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                                                                                                |                               |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況    |
|----------|--------|-----------------|
| 代表取締役社長  | 小 淵 宏二 | -               |
| 取締役      | 仲佐 義規  | 海外ゲーム事業担当       |
| 取締役      | 張本 貴雄  | コマース事業担当        |
| 取締役      | 対馬 慶祐  | 管理・人事・ブランディング担当 |
| 取締役      | 古瀬 祥一  | 国内ゲーム事業担当       |
| 取締役      | 小島 亮平  | 海外ゲーム事業担当       |
| 常勤監査役    | 小野 隆弘  | -               |
| 監査役      | 大森 彩香  | -               |
| 監査役      | 高橋 慶行  | -               |

- (注) 1. 監査役小野隆弘及び大森彩香の2氏は社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役小野隆弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支 給 人 員      | 支 給 額                |
|------------------|--------------|----------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 6 人<br>(1 人) | 58,396千円<br>(1千円)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3 人<br>(2 人) | 7,200千円<br>(5,400千円) |
| 合計               | 9 人          | 65,596千円             |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成19年6月28日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨の決議をいただいております。
3. 平成17年6月30日開催の第4回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内とする旨の決議をいただいております。
4. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

##### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

|       |       | 活動状況                                                                                                                                                                             |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 | 小野 隆弘 | 当事業年度の取締役会は、在任中開催された18回のうち16回に出席し、監査役会は、在任中開催された13回のうち11回に出席いたしました。税理士として、取締役会において、主に当社の監査体制の強化、及び必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、監査役会において当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。   |
| 監査役   | 大森 彩香 | 当事業年度の取締役会は、在任中開催された18回のうち15回に出席し、監査役会は、在任中開催された13回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                          | 支払額      |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 18,500千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に障害がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める事項について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。また、法定遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
- b. 当社は、報告・相談体制である「スピークアップ制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨定める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
- b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視すると共に、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
- c. リスクマネジメント担当部署は、全社に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- d. リスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、常勤取締役及び常勤監査役に代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
- b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
- c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができるものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮、命令、指導及び評価のための管理システムを確立する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができる。また、取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらない事を自社及び第三者機関にて調査し、確認を行う。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨む。万が一、反社会的勢力による不当要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携が出来る体制を整備する。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益分配に関する基本方針は、企業価値の向上及び積極的な事業拡大のための内部留保の充実及び各期の経営成績等を勘案し、株主の皆様への安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

なお、前期は過去最高の売上と利益を更新することができたため増配としましたが、当期につきましては、配当金総額179,488千円、1株当たり15円の期末配当を平成27年5月15日開催の取締役会で決議いたしました。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 7,288,896 | 流 動 負 債         | 2,073,864 |
| 現 金 及 び 預 金     | 5,219,577 | 買 掛 金           | 1,128,225 |
| 売 掛 金           | 1,767,212 | 未 払 金           | 409,279   |
| 商 品             | 19        | 未 払 法 人 税 等     | 273,498   |
| 貯 蔵 品           | 262       | ポ イ ン ト 引 当 金   | 10,898    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 65,866    | そ の 他           | 251,962   |
| そ の 他           | 267,245   | 負債合計            | 2,073,864 |
| 貸 倒 引 当 金       | △31,286   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 固 定 資 産         | 2,424,804 | 株 主 資 本         | 7,573,031 |
| 有形固定資産          | 221,133   | 資 本 金           | 430,041   |
| 建 物             | 76,995    | 資本剰余金           | 1,275,483 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 144,138   | 利益剰余金           | 6,374,827 |
| 無形固定資産          | 1,364,806 | 自己株式            | △507,320  |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 1,362,080 | その他の包括利益累計額     | 36,861    |
| そ の 他           | 2,726     | その他有価証券評価差額金    | 30,732    |
| 投資その他の資産        | 838,864   | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 6,129     |
| 投 資 有 価 証 券     | 196,239   | 新株予約権           | 29,943    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 222,295   | 純 資 産 合 計       | 7,639,836 |
| そ の 他           | 453,329   | 負 債 純 資 産 合 計   | 9,713,700 |
| 貸 倒 引 当 金       | △33,000   |                 |           |
| 資 産 合 計         | 9,713,700 |                 |           |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |            |
|----------------|---------|------------|
| 売上高            |         | 20,841,409 |
| 売上原価           |         | 12,923,419 |
| 売上総利益          |         | 7,917,989  |
| 販売費及び一般管理費     |         | 5,544,085  |
| 営業利益           |         | 2,373,904  |
| 営業外収益          |         |            |
| 投資事業組合運用益      | 33,497  |            |
| 持分法による投資利益     | 7,377   |            |
| 為替差益           | 44,888  |            |
| 業務受託手数料        | 2,758   |            |
| その他            | 2,744   | 91,267     |
| 営業外費用          |         |            |
| 貸倒引当金繰入額       | 36,413  |            |
| その他            | 5,179   | 41,592     |
| 経常利益           |         | 2,423,578  |
| 特別利益           |         |            |
| 受取和解金          | 12,366  |            |
| 資産除去債務戻入益      | 2,853   |            |
| その他            | 1,512   | 16,731     |
| 特別損失           |         |            |
| 減損損失           | 158,731 |            |
| 固定資産除却損        | 224,759 |            |
| 前渡金評価損         | 59,734  |            |
| 投資有価証券評価損      | 9,684   |            |
| 関係会社株式売却損      | 5,003   |            |
| その他            | 3,140   | 461,054    |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 1,979,256  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 582,210 |            |
| 法人税等調整額        | 28,373  | 610,583    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 1,368,673  |
| 当期純利益          |         | 1,368,673  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 429,948 | 419,948   | 5,232,400 | △888,719 | 5,193,578 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |          |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 92      | 92        |           |          | 185       |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △226,492  |          | △226,492  |
| 当 期 純 利 益               |         |           | 1,368,673 |          | 1,368,673 |
| 連 結 範 囲 の 変 動           |         |           | 245       |          | 245       |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | 855,442   |           | 381,398  | 1,236,840 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 92      | 855,535   | 1,142,426 | 381,398  | 2,379,452 |
| 当 期 末 残 高               | 430,041 | 1,275,483 | 6,374,827 | △507,320 | 7,573,031 |

|                         | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------|-------------------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | 20,878           | 8,973    | 29,852            | 29,943 | 5,253,374 |
| 当 期 変 動 額               |                  |          |                   |        |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                  |          |                   |        | 185       |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |          |                   |        | △226,492  |
| 当 期 純 利 益               |                  |          |                   |        | 1,368,673 |
| 連 結 範 囲 の 変 動           |                  |          |                   |        | 245       |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                  |          |                   |        | 1,236,840 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 9,853            | △2,844   | 7,009             | —      | 7,009     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 9,853            | △2,844   | 7,009             | —      | 2,386,461 |
| 当 期 末 残 高               | 30,732           | 6,129    | 36,861            | 29,943 | 7,639,836 |

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数                      2 社

連結子会社の名称

CR00Z America, Inc.

ウェーバー株式会社

上記のうち、ウェーバー株式会社については、当連結会計年度において新たに設立した子会社であるため、当連結会計年度より連結の範囲に含んでおります。

なお、前連結会計年度において連結子会社であったCR00Z Korea Corporationの株式の一部（発行済株式総数の86%）を平成27年2月6日付で売却したことに伴い、みなし売却日を平成27年1月1日として同社を連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において連結子会社であったCR00Z ASIA PTE. LTD. 及びCR00Z Europe GmbHの2社は、その主たる機能であるマーケティング機能を連結子会社であるCR00Z America, Inc. に移管、集中させたことにより重要性が低下したため、平成26年12月31日をもって連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数              1 社

会社等の名称

ForGroove株式会社

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ハ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

当社は定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。また、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～24年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

###### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### (3)重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

### (4)外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

### (5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

### (連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

486,350千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式 |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式  | 12,818,000              | 400                     | —                       | 12,818,400             |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払総額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成26年5月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 226,492        | 20.00               | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------|-------|----------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成27年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 179,488        | 利益剰余金 | 15.00               | 平成27年<br>3月31日 | 平成27年<br>6月29日 |

(3) 新株予約権等に関する事項

| 内訳        | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる株式の数(株)  |         |         |              | 当連結会計<br>年度末残高<br>(千円) |
|-----------|----------------|---------------|---------|---------|--------------|------------------------|
|           |                | 当連結会計<br>年度期首 | 増加      | 減少      | 当連結会計<br>年度末 |                        |
| 第1回新株予約権  | 普通株式           | 12,000        | —       | —       | 12,000       | —                      |
| 第3回新株予約権  | 普通株式           | 2,400         | —       | 400     | 2,000        | —                      |
| 第6回新株予約権  | 普通株式           | 58,000        | —       | —       | 58,000       | 294                    |
| 第7回新株予約権  | 普通株式           | 1,000,000     | —       | —       | 1,000,000    | 4,700                  |
| 第8回新株予約権  | 普通株式           | 93,000        | —       | —       | 93,000       | 1,940                  |
| 第9回新株予約権  | 普通株式           | 640,900       | —       | —       | 640,900      | 13,394                 |
| 第10回新株予約権 | 普通株式           | 640,900       | —       | —       | 640,900      | 9,613                  |
| 第11回新株予約権 | 普通株式           | —             | 640,900 | 640,900 | —            | —                      |
| 合計        |                | 2,447,200     | 640,900 | 641,300 | 2,446,800    | 29,943                 |

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(金融商品に関する注記)

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性が高く、かつ短期的な金融資産に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については定期的に発行体の財政状態をモニタリングしております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

|            | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額 |
|------------|----------------|-----------|----|
| (１) 現金及び預金 | 5,219,577      | 5,219,577 | －  |
| (２) 売掛金    | 1,767,212      |           |    |
| 貸倒引当金(※)   | △3,208         |           |    |
|            | 1,764,003      | 1,764,003 | －  |
| 資産計        | 6,983,580      | 6,983,580 | －  |
| (３) 買掛金    | 1,128,225      | 1,128,225 | －  |
| (４) 未払金    | 409,279        | 409,279   | －  |
| (５) 未払法人税等 | 273,498        | 273,498   | －  |
| 負債計        | 1,811,003      | 1,811,003 | －  |

(※) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(１) 現金及び預金、並びに(２) 売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(３) 買掛金、(４) 未払金、及び(５) 未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分            | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 投資有価証券（組合出資金） | 196,239    |

上記については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 635円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 119円32銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

1. 新株予約権の割当日  
平成27年6月1日
2. 新株予約権の割当の対象者  
当社の従業員
3. 新株予約権の数  
220個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
5. 新株予約権の目的となる株式の数  
22,000株
6. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
1個あたり10,000円
7. 新株予約権の行使価額  
1株あたり3,085円
8. 新株予約権の行使期間  
平成27年6月2日から平成37年6月1日まで
9. 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ② 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1個単位とする。

- (a) 平成27年6月2日から平成29年12月1日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
  - (b) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権のすべてを行使できる。
  - (c) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- ③ 上記②にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の95%の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産         | 7,154,515 | 流 動 負 債                 | 2,081,596 |
| 現 金 及 び 預 金     | 5,081,945 | 買 掛 金                   | 1,128,225 |
| 売 掛 金           | 1,767,212 | 未 払 金                   | 436,833   |
| 商 品             | 19        | 未 払 費 用                 | 26,655    |
| 貯 蔵 品           | 262       | 未 払 法 人 税 等             | 272,526   |
| 前 払 費 用         | 48,173    | 前 受 金                   | 18,266    |
| 前 渡 金           | 22,866    | 預 り 金                   | 67,182    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 65,866    | ポ イ ン ト 引 当 金           | 10,898    |
| そ の 他           | 199,456   | そ の 他                   | 121,009   |
| 貸 倒 引 当 金       | △31,286   | 負 債 合 計                 | 2,081,596 |
| 固 定 資 産         | 2,536,633 | (純 資 産 の 部)             |           |
| 有形固定資産          | 220,932   | 株 主 資 本                 | 7,548,876 |
| 建 物             | 76,995    | 資 本 金                   | 430,041   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 143,937   | 資 本 剰 余 金               | 1,275,483 |
| 無形固定資産          | 1,364,806 | 資 本 準 備 金               | 420,041   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 1,362,080 | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 855,442   |
| そ の 他           | 2,726     | 利 益 剰 余 金               | 6,350,672 |
| 投資その他の資産        | 950,894   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,350,672 |
| 投 資 有 価 証 券     | 196,239   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,350,672 |
| 関 係 会 社 株 式     | 166,400   | 自 己 株 式                 | △507,320  |
| 長 期 前 払 費 用     | 146       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 30,732    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 222,295   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 30,732    |
| 長 期 貸 付 金       | 33,000    | 新 株 予 約 権               | 29,943    |
| そ の 他           | 365,811   | 純 資 産 合 計               | 7,609,552 |
| 貸 倒 引 当 金       | △33,000   | 負 債 純 資 産 合 計           | 9,691,148 |
| 資 産 合 計         | 9,691,148 |                         |           |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から  
平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 20,826,947 |
| 売上原価         |         | 12,944,885 |
| 売上総利益        |         | 7,882,061  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 5,543,228  |
| 営業利益         |         | 2,338,833  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 3,222   |            |
| 投資事業組合運用益    | 33,497  |            |
| 業務受託手数料      | 6,158   |            |
| その他          | 1,347   | 44,226     |
| 営業外費用        |         |            |
| 為替差損         | 3,470   |            |
| 貸倒引当金繰入額     | 36,413  |            |
| その他          | 4,992   | 44,875     |
| 経常利益         |         | 2,338,184  |
| 特別利益         |         |            |
| 受取和解金        | 12,366  |            |
| 資産除去債務戻入益    | 2,853   |            |
| その他          | 1,512   | 16,731     |
| 特別損失         |         |            |
| 減損損失         | 158,731 |            |
| 固定資産除却損      | 224,759 |            |
| 前渡金評価損       | 59,734  |            |
| 投資有価証券評価損    | 9,684   |            |
| 関係会社株式売却損    | 4,492   |            |
| その他          | 3,140   | 460,542    |
| 税引前当期純利益     |         | 1,894,373  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 580,628 |            |
| 法人税等調整額      | 28,373  | 609,001    |
| 当期純利益        |         | 1,285,371  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |          |           |                     |           |          |           |
|-------------------------|---------|---------|----------|-----------|---------------------|-----------|----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |          |           | 利益剰余金               |           | 自己株式     | 株主資本合計    |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |          |           |
| 当期首残高                   | 429,948 | 419,948 | —        | 419,948   | 5,291,792           | 5,291,792 | △888,719 | 5,252,970 |
| 当期変動額                   |         |         |          |           |                     |           |          |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)     | 92      | 92      |          | 92        |                     |           |          | 185       |
| 剰余金の配当                  |         |         |          |           | △226,492            | △226,492  |          | △226,492  |
| 当期純利益                   |         |         |          |           | 1,285,371           | 1,285,371 |          | 1,285,371 |
| 自己株式の処分                 |         |         | 855,442  | 855,442   |                     |           | 381,398  | 1,236,840 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |          |           |                     |           |          |           |
| 当期変動額合計                 | 92      | 92      | 855,442  | 855,535   | 1,058,879           | 1,058,879 | 381,398  | 2,295,905 |
| 当期末残高                   | 430,041 | 420,041 | 855,442  | 1,275,483 | 6,350,672           | 6,350,672 | △507,320 | 7,548,876 |

|                         | 評価・換算<br>差額等     | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 |        |           |
| 当期首残高                   | 20,878           | 29,943 | 5,303,793 |
| 当期変動額                   |                  |        |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)     |                  |        | 185       |
| 剰余金の配当                  |                  |        | △226,492  |
| 当期純利益                   |                  |        | 1,285,371 |
| 自己株式の処分                 |                  |        | 1,236,840 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 9,853            | —      | 9,853     |
| 当期変動額合計                 | 9,853            | —      | 2,305,759 |
| 当期末残高                   | 30,732           | 29,943 | 7,609,552 |

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③ 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 3～24年 |
|----|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
|-----------|-------|

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

### 4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 1. 資産から直接控除した減価償却累計額 | 486,206千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権      |           |
| 短期金銭債権               | 221,221千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債務      |           |
| 短期金銭債務               | 26,903千円  |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|               |             |
|---------------|-------------|
| 営業収入          | 1,040,946千円 |
| 営業費用          | 432,936千円   |
| その他営業取引以外の取引高 | 8,285千円     |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 自己株式 |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式 | 1,493,400             | —                     | 640,900               | 852,500              |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

流動資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 未払事業税   | 26,805 千円 |
| 前渡金評価損  | 19,772 千円 |
| 貸倒引当金   | 9,438 千円  |
| ポイント引当金 | 3,607 千円  |
| その他     | 6,243 千円  |
| 小計      | 65,866 千円 |

固定資産

|         |            |
|---------|------------|
| 減価償却超過額 | 179,883 千円 |
| 敷金及び保証金 | 24,593 千円  |
| 減損損失    | 24,164 千円  |
| 貸倒引当金   | 10,672 千円  |
| 小計      | 239,313 千円 |

繰延税金資産合計 305,179 千円

繰延税金負債

固定負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | 17,018 千円 |
|--------------|-----------|

繰延税金負債合計 17,018 千円

繰延税金資産(負債)の純額 288,161 千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%に変更されております。

なお、この税率等の変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する事項)

１．親会社及び主要株主等

該当事項はありません。

２．子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称                      | 所在地    | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容                                   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係              | 取引の内容                | 取引金額(千円)  | 科目    | 期末残高(千円) |
|------|-----------------------------|--------|--------------|-----------------------------------------|-------------------|------------------------|----------------------|-----------|-------|----------|
| 子会社  | CR00Z Korea Corporation(※１) | 韓国ソウル市 | 69,177       | ゲームの制作、調査、マーケティング                       | (所有)直接100.0       | 業務委託<br>役員の兼任<br>資金の援助 | 資金の貸付(※２)            | 33,000    | 長期貸付金 | 33,000   |
|      |                             |        |              |                                         |                   |                        | 資金の回収(※２)            | 129,120   | —     |          |
|      |                             |        |              |                                         |                   |                        | 増資の引受(※３)            | 29,880    | —     |          |
|      |                             |        |              |                                         |                   |                        | 利息の受取(※２)            | 2,226     | 未収入金  | 3,357    |
| 関連会社 | ForGroove株式会社               | 東京都港区  | 20,000       | 日本テレビグループの版権を活用したSocial Game配信サービスと版権管理 | (所有)直接 50.0       | 業務受託<br>役員の兼任          | インターネットコンテンツ事業売上(※４) | 1,040,946 | 売掛金   | 214,052  |

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (※１) CR00Z Korea Corporationは、同社の株式の一部（発行済株式総数の86％）を平成27年２月６日付で売却したことにより関連当事者に該当しなくなっております。そのため、当期首から平成26年12月末までの取引金額及び同月末残高を記載しております。なお、資本金、議決権等の所有割合及び関連当事者との関係については、関連当事者に該当しなくなる直前のものを記載しております。
- (※２) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (※３) CR00Z Korea Corporationに対する貸付債権を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）したものであります。
- (※４) 当社と関連を有しない他社との取引条件を勘案して決定しております。

３．兄弟会社等

該当事項はありません。

４．役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

- １．１株当たり純資産額 633円43銭
- ２．１株当たり当期純利益 112円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成27年 5 月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

1. 新株予約権の割当日  
平成27年 6 月 1 日
2. 新株予約権の割当の対象者  
当社の従業員
3. 新株予約権の数  
220個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
5. 新株予約権の目的となる株式の数  
22,000株
6. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
1 個あたり10,000円
7. 新株予約権の行使価額  
1 株あたり3,085円
8. 新株予約権の行使期間  
平成27年 6 月 2 日から平成37年 6 月 1 日まで
9. 新株予約権の行使の条件
  - ① 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - ② 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。但し、権利行使は1 個単位とする。
    - (a) 平成27年 6 月 2 日から平成29年12月 1 日までは、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
    - (b) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過した場合、上記(a)にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権のすべてを行使できる。
    - (c) 割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所の普通取引終値に基づいて算出した時価総額が一度でも1,250億円を超過しない限り、上記(a)にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。

- ③ 上記②にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の95%の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

クルーズ株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 猪瀬 忠彦 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高橋 篤史 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クルーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

クルーズ株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 猪瀬 忠彦 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高橋 篤史 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クルーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月18日

ク ル ー ズ 株 式 会 社 監 査 役 会

|              |      |   |
|--------------|------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 小野隆弘 | ㊞ |
| 監査役（社外監査役）   | 大森彩香 | ㊞ |
| 監査役          | 高橋慶行 | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役6名は任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                      | 所有する<br>当 社<br>の株式数 |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1         | 小 淵 宏 二<br>(昭和49年11月4日生) | 平成7年4月 株式会社ホテル京急入社<br>平成8年4月 シーエスアイ株式会社（現：株式会社CSI<br>ソリューションズ）入社<br>平成13年5月 当社設立 取締役社長（代表取締役）（現任）      | 4,175,000株          |
| 2         | 古 瀬 祥 一<br>(昭和57年3月28日生) | 平成14年4月 当社入社<br>平成18年4月 当社取締役（現任）<br>平成22年5月 当社執行役員（現任）<br>平成26年6月 当社ゲーム事業担当執行役員（現任）                   | 18,000株             |
| 3         | 仲 佐 義 規<br>(昭和55年4月26日生) | 平成16年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員（現任）<br>平成23年6月 当社取締役（現任）<br>平成26年6月 当社ゲーム事業担当執行役員（現任）                   | 10,000株             |
| 4         | 対 馬 慶 祐<br>(昭和54年2月10日生) | 平成16年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員（現任）<br>平成23年6月 当社取締役（現任）<br>平成26年6月 当社管理・人事・ブランディング担当執行<br>役員（現任）       | 13,000株             |
| 5         | 張 本 貴 雄<br>(昭和59年8月6日生)  | 平成19年4月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員（現任）<br>平成22年6月 当社取締役<br>平成25年8月 当社コマース事業担当執行役員（現任）<br>平成26年6月 当社取締役（現任） | 4,800株              |
| 6         | 小 島 亮 平<br>(昭和53年6月7日生)  | 平成15年9月 当社入社<br>平成22年5月 当社執行役員（現任）<br>平成22年6月 当社取締役（現任）<br>平成26年6月 当社ゲーム事業担当執行役員（現任）                   | 11,000株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                    | 所有する<br>当 社<br>の株式数 |
|------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 7          | 永 井 文 隆<br>(昭和52年2月20日生) | 平成17年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>平成22年7月 公認会計士登録<br>平成23年9月 永井公認会計士事務所（現 永井公認会計<br>士税理士事務所） 代表（現任）<br>平成23年10月 税理士登録<br>平成25年1月 米国公認会計士登録 | 0株                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
3. 候補者の永井文隆氏は、社外取締役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 永井文隆氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業会計のコンサルタントに従事されてこられた経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)        | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)      | 所有する当社<br>の株式数 |
|-------------------------|---------------------------------------------------|----------------|
| 鈴 木 章 浩<br>(昭和53年4月4日生) | 平成21年12月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>平成21年12月 湊総合法律事務所入所（現任） | 0株             |

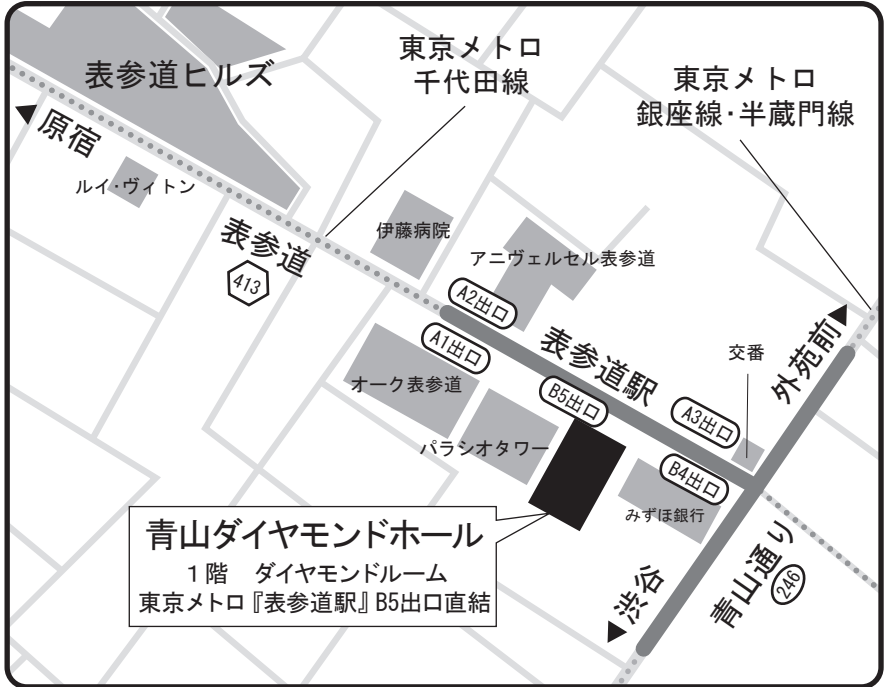
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の鈴木章浩氏は、補欠の社外監査役候補者であり、かつ、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 鈴木章浩氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、弁護士として専門的な知識と経験を有しており、これらの知識と経験から、当社の社外監査役として適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場のご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号  
青山ダイヤモンドホール  
1階 ダイヤモンドルーム  
電話 03-5467-2111



### ＜交通のご案内＞

○東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅下車、B5出口直結

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。